

令和5年3月29日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

(担当・内線) 相談支援係 橋本(3040)

(代表電話) 03(5253)1111

障害者相談支援事業の実施状況等について

障害者相談支援事業の実施状況等について、今般取りまとめましたので、公表します。

【目的】

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

そうしたことから、更なる相談支援事業の充実を図っていくため、昨年度に引き続き、全市町村（市町村数 1,741）及び全都道府県を対象として、令和4年4月時点の相談支援事業の実施状況に関する調査を実施した。

※ 平成23年4月時点の調査対象は、全国1,747市町村、47都道府県のうち被災3県（岩手県、宮城県、福島県）を除く1,619市町村、44都道府県であるため、平成23年4月時点の状況や平成22年度の実績については被災3県を除くデータとなっている。

【ポイント】

I 基幹相談支援センター、指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所等

- 基幹相談支援センターは53%（928市町村・1,156箇所）の市町村が設置。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は11,472事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は19%（2,152事業所）。
- 指定一般相談支援事業所数は3,671事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は40%（1,469事業所）。
- 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数は26,164人。

II 相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

- 平成18年度から令和3年度までの間の、相談支援従事者初任者研修等修了者は156,339人、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者は283,894人（平成31年度以降は基礎研修修了者数を算入）。

【概況（市町村分）】（括弧内は「別添資料1：市町村分」のページ数）

1 障害者相談支援事業

- 実施形態は、単独が60%（1,046市町村）、複数市町村共同（単独＋複数市町村共同を含む）が40%（695市町村）。（P1）
- 実施方法は、直営のみが9%（166市町村）、委託を含むが91%（1,575市町村）。（P1）
- 運営方法は、3障害一元化して実施が83%（1,451市町村）、障害種別ごとに実施が14%（242市町村）、地域包括支援センターと一体的に実施が2%（40市町村）等。（P1）
- 29%（507市町村）が24時間365日対応。（P1）
- ピアカウンセリングは、37%（637市町村）が実施。（P2）
 - ・ 実施市町村を対象障害別にみると、身体障害が77%（491市町村）、知的障害が65%（414市町村）、精神障害が86%（545市町村）。（重複あり）
- 令和4年度の障害者相談支援事業に係る委託費の予算額の総計は、288億円。（P2）
 - ※ 地域活動支援センターI型が行う相談支援業務以外の事業費や居住サポート事業費等が含まれる。
 - ※ 1,741市町村のうち相談支援を指定相談支援事業者へ委託している市町村数（1,575市町村）で単純に割った場合、1市町村当たり1,831万円（委託している市町村（1,575市町村）の中には、「委託」のみの市町村と、「直営＋委託」を組み合わせている市町村の両方が含まれている。）。

2 基幹相談支援センターについて

- 53%（928市町村・1,156箇所）が設置。このうち、委託により設置している基幹相談支援センターは78%（905箇所）。（P4）
- 基幹相談支援センターの運営主体は、社会福祉法人が58%（671箇所）、地方公共団体が20%（234箇所）、特定非営利法人が11%（133箇所）など。（P4）
- 基幹相談支援センターの窓口の設置場所は、市町村役所が23%（272箇所）、公共施設が24%（274箇所）など。（P4）
- 令和4年度中に設置予定の市町村数は、43市町村。（P4）

3 基幹相談支援センター等機能強化事業について

- 60%（1,049市町村）が実施。（P6）

4 （自立支援）協議会について

- 98%（1,698市町村）が設置となっている。（P9）
- 1,214協議会のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く。）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は83%（1,011協議会）。（P10）

5 指定特定・指定障害児相談支援事業所等について

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は 11,472 事業所。このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は 19%（2,152 事業所）、委託を受けていない事業所は 81%（9,320 事業所）。（P12）
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が 41%（4,689 事業所）、営利法人が 25%（2,842 事業所）、特定非営利法人が 16%（1,779 事業所）など。（P12）
- 指定特定・指定障害児相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が 72%（8,219 事業所）、障害者支援施設が 7%（845 事業所）など。（P12）
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所で相談支援業務に従事する数は 30,057 人。
うち、相談支援専門員は 26,028 人。
うち、ピアカウンセラーは 638 人。（P13）
- ※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めている。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の 8%（872 事業所）が 24 時間 365 日対応。（P14）
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち、障害種別を問わず全ての障害児・者に対応している事業所は 63%（7,273 事業所）。（P14）
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 232 事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 129 事業所など。（P14）

6 セルフプランについて

- 計画相談支援におけるセルフプラン率は 15.6%、障害児相談支援におけるセルフプラン率は、28.9%（P15）

【概況（都道府県分）】（括弧内は「別添資料2：都道府県分」のページ数）

1 管内の指定一般相談支援事業所について

- 指定一般相談支援事業所数は 3,671 事業所。このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は 40%（1,469 事業所）。（P1）
- 指定一般相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が 54%（1,971 事業所）、営利法人が 16%（584 事業所）、特定非営利法人が 14%（506 事業所）など。（P1）
- 指定一般相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が 68%（2,477 事業所）、障害者支援施設が 9%（319 事業所）など。（P1）
- 指定一般相談支援事業所で相談支援業務に従事する数は 12,895 人。
うち、相談支援専門員の数は 10,897 人。
うち、ピアカウンセラーの数は 442 人。（P2）
- 指定一般相談支援事業所の 16%（570 事業所）が 24 時間 365 日対応。（P3）
- 指定一般相談支援事業所のうち、障害種別を問わず全ての障害者に対応している事業所は 78%（2,856 事業所）。（P3）
- 指定一般相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 140 事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は 62 事業所など。（P3）

2 障害児等療育支援事業について

- 42 都道府県が実施。また、82 指定都市・中核市のうち、58 市が実施。（P6）

3 相談支援従事者研修について

- 令和 3 年度の初任者研修修了者は 5,688 人、現任研修修了者は 6,281 人、主任研修修了者は 782 人。（P7）

4 サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修について

- 令和 3 年度の基礎研修修了者は 20,495 人、実践研修修了者は 5,235 人、更新研修修了者は 20,377 人（P8）

5 都道府県（自立支援）協議会について

- 47 都道府県全てが設置。（P10）
- 47 都道府県のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く。）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 41 都道府県（87%）。（P10）
- 47 都道府県のうち、専門部会を設置しているのは 43 都道府県。このうち、課題別に設置している都道府県は 42 都道府県。そのうち、相談支援関係が 25 都道府県、人材養成関係が 31 都道府県、地域移行関係が 21 都道府県。（重複あり）（P11）